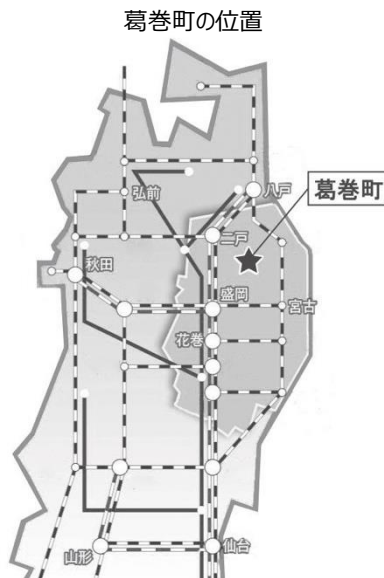


くずまきデスティネーションプロジェクトチーム（くずまき型地域おこし協力隊）募集要項

平成30年12月5日

1 募集背景



葛巻町は、岩手県北部に位置し、北欧を思わせる高原の風景が広がる「北緯40度 ミルクとワインとクリーンエネルギーのまち」です。

東北一の牛の頭数、牛乳生産量を誇り、酪農業が基幹産業となっています。特産の山ぶどうを活用した山ぶどうワイン・ジュースの生産も行っており、高い評価を得ています。また、地域資源を活用したエネルギー自給を図るため、風力発電、バイオマス、太陽光発電等のクリーンエネルギーの導入も推進してきました。これまで、自然を守り、自然を生かす、「自然との共生」を目指した、まちづくりを進めてきました。

一方で、高校卒業時に町を離れ、その後Uターンする20代・30代の割合が少ないことから、若い世代の急激な人口減少が課題となっています。町の現在の人口は約6,300人となっており、国立社会保障人口問題研究所および日本創生会議の推計では、2040年には3,000人台まで人口が減少することが予想されています。このまま人口減少・高齢化が進むとこれまでの取組が衰退するだけでなく、町の存続自体が危ぶまれます。

そのため葛巻町では、若い世代にとって魅力ある雇用を町ぐるみで創出し、人口減少に歯止めをかけるため、観光を軸としたまちづくりを推進する「くずまき型DMO※」の構築を進めています。その母体となる「くずまき観光地域づくり協議会」では、葛巻町を訪れる観光客や町内観光施設の調査・分析、若手検討部会による地域課題解決に向けた検討・提案、観光まちづくりを担う人材育成等を行っています。

このような状況の中、人口減少は基幹産業の酪農にも大きな影響を与えており、後継者不足や労働力不足により、酪農家戸数も減少し、酪農関連産業の経営にも影響を与えています。

この課題解決のため、町では、「くずまき型酪農構想」を策定し、酪農の経営力強化や近代化、効率的かつ合理的な生産と、生乳の高付加価値を図ることで、持続可能な酪農の仕組みづくりに取り組んでいます。

町では、100年先まで持続する酪農郷を目指す、この「くずまき型酪農構想」の実現に向け、新たなチャレンジの一翼を担う人材を募集します。

※DMO=Destination Marketing / Management Organizationの略。地域の多様な関係者を巻き込み、観光まちづくりを行うための舵取り役を担う組織。

2 募集人数

- (1) くずまき型酪農構想実現コーディネーター 1名

3 募集する業務のテーマ

〇くずまき型酪農構想実現コーディネーター（町役場農林環境エネルギー課 1名）

葛巻町の人口約6,300人に対し、乳用牛は約8,400頭。明治25年の乳用牛の導入以来、酪農が町の基幹産業となるとともに、乳業工場等の酪農関連産業が町の雇用を支えています。

しかし、人口減少や少子高齢化による後継者や労働力不足、設備の老朽化が目に見えて現れ、酪農家の戸数は深刻な減少傾向にあります。これは酪農関連産業の経営にも影響し、町の経済規模・雇用の縮小も懸念されます。

このため、酪農を従来の各農家の家業から、町が一体となって地域産業に進化させることを目指し、酪農家の生産設備の近代化や分業化による生産改善を促進する、支援組織を早急に設立する必要があります。その準備段階として、町では畜産関係者と専門職員で構成する「葛巻町畜産クラスター協議会」を立ち上げました。

そこで、本テーマを担当する地域おこし協力隊員には、「葛巻町畜産クラスター協議会」の運営実行者として、酪農家との関係性構築や生産改善に向けた調整等を行いながら、隊員自らの任期終了後に向けて、酪農支援組織の設立、新規就農、町内就職・定住等の準備に取り組んでいただきます。

平成29年9月に1名を採用しており、平成31年3月末までの任期で活動しています。

【目標】

- ・個々の酪農家の生産・経営改善を行う「葛巻町畜産クラスター協議会」の円滑な運営
- ・酪農を地域産業化することによる酪農後継者等の就業意欲の向上等、酪農の活性化
- ・地域内で今後必要となる酪農支援組織の設立。運営環境の整備

【活動内容】

- ・「葛巻町畜産クラスター協議会」の事務業務等主体的な運営
- ・酪農家との関係性構築、生産改善に向けた意見集約及び調整
- ・酪農の収益性・魅力向上のための企画、改善の実施
- ・コントラクター、TMRセンター等の酪農支援組織の設立に向けた検討・準備
- ・蓄ふんバイオガスプラント整備に向けた検討・準備

【求めている人材】

- ・酪農に関心があり、将来酪農での事業経営に意欲のある方（酪農・畜産経験は必須ではありません）
- ・一般、会社員並みの事務能力、情報収集能力、分析能力がある方

- ・地域の慣例・関係性にとらわれず客観的・公正なプランの立案、調整ができる方

4 募集対象

- (1) 平成30年4月1日現在、年齢が20歳以上、概ね45歳未満の方（性別は問いません）
 - (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア 現在、三大都市圏又は地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住し、委嘱後に住民票を葛巻町に異動し居住できる方
 - イ 本町以外の市町村において、地域おこし協力隊員として同一地域で2年以上活動し、かつ解職後1年以内の方で、協力隊員として採用された後に本町に生活の拠点を移し、住民票を異動することが可能である方
- ※住民票上の住所ごとに詳細な要件がありますので、事前にお問合せください
- (3) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っている方
 - (4) 普通自動車運転免許を取得している方（AT限定可）
 - (5) パソコンを日常的に使用していて、一般的な操作（ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、メール、SNS等）を行っての業務が可能な方
 - (6) 協力隊員としての任期が終了した後、本町に定住を目指す、または本町の地域振興に資する活動を続ける意思のある方

5 活動場所

葛巻町役場農林環境エネルギー課 他

6 勤務時間

週5日 9:00～16:00（6時間勤務、計30時間）

ただし、その日の勤務内容により上記以外の時間帯を勤務時間に指定する場合があります。

7 雇用形態・期間

- (1) 葛巻町の非常勤特別職職員として雇用します。
- (2) 任用期間は、原則として平成32年3月31日まで。着任日は、採用が決定してからおおむね2か月以内とし、個別の事情に応じて対応を検討いたしますので、まずはお相談ください。また、2年目に更新する

ことが可能ですが、国の非常勤特別職の制度改正により雇用形態は変わる予定です。

(3) 任用は葛巻町非常勤特別職職員の身分取扱規則等に準じます。

8 報酬

月額220,000円

※自家用車で通勤する場合、居住地から片道2kmを超える場合は、距離に応じて通勤費用が支給されます。

9 待遇・福利厚生

(1) 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

(2) 活動期間中の住居は、定住促進住宅等町が所有する住宅のほか、民間賃貸住宅等から町と隊員が協議のうえで決定します。

※「定住促進住宅」

・対象者－40歳未満の方で構成する世帯

・家賃－月額3万円。同居の子供が1人の場合2万円、2人以上の場合1万円。入居者全員の年齢が30歳未満の時は、それぞれ半額となります

※「若者定住家賃補助事業」（民間の賃貸物件の場合）

・対象者－葛巻町内の民間賃貸住宅にお住いの18歳以上40歳未満の方（夫婦の場合、年齢の合計が80歳未満の場合）

・補助額－月額家賃から3万円を除いた額の1/2で、10,000円を上限とします。（葛巻町内で広く使用できる「くずまき商品券」で交付します）

(3) 引越しに必要な経費については、各自の負担となります。

(4) 活動に使用する車両、パソコンについては、町が貸与します。車両については、業務以外にも使用できるものとなりますが、その際は、別に定める定額の使用料及び業務以外の利用にかかる走行距離の申告による実費相当額の費用を負担していただきます。

(5) 活動に必要な消耗品、燃料費、出張旅費、事務用品、研修参加費などの経費については、予算の範囲内で町が負担します。

10 その他の地域活動

隊員は、次に掲げる地域活動等へ、可能な範囲で積極的に関わるものとします。

- (1) 「くずまき型DMO」の推進母体である「くずまき観光地域づくり協議会」内に設置されている若手検討部会「観光PR検討部会」、「特産品検討部会」等への参画
- (2) ブログやTwitter、Facebookなどによる地域活動の情報発信
- (3) 祭事や共同作業・コミュニティ活動への参加
- (4) その他、地域活性化のために必要な活動

11 起業支援制度

葛巻町には次のような支援制度がありますので、起業を希望する方はぜひ活用を検討ください。

【くずまき型持続可能な産業づくり支援事業（起業家支援事業）】

- ・個人、または法人を設立して起業する方に対する補助制度
- ・起業（商工業）するために要する経費の2/3以内の額で、1年度200万円を上限に、最長3年度補助

※その他、生産組合等農業者が組織する団体、企業組合による6次産業化に対する補助制度もありますので、ご相談ください

12 副業

任期終了後の定住に向けて、起業の準備などのために協力隊の活動に関連するか、または活動の妨げにならない範囲において副業を認めますので、あらかじめその旨を町にご相談ください。

13 休日・休暇

- (1) 原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの間としますが、勤務の都合で休日を振り替えることもあります。
- (2) 非常勤特別職のため、所定の有給休暇はありません。必要な休暇は、活動場所との協議の上取得することができます。

14 解任

法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、その他協力隊員としてふさわしくない行為、行動があると認められた時は、解任することがあります。

15 応募方法

(1) 受付期間

平成31年2月28日（木）まで（随時募集）

＊応募順に随時書類選考、面接審査を行い、採用者が決定しだい、募集終了とします。

(2) 応募方法

応募用紙、活動目標（町のホームページからダウンロード）、住民票、普通自動車運転免許の写し（表面と裏面）を郵送してください。

16 選考方法

(1) 書類選考

応募用紙、活動目標の記載内容で書類選考を行いますので、漏れなく記載してください。書類選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 面接審査

書類選考合格者を対象に面接審査を行います。詳細は書類選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、面接場所は、葛巻町内となります。面接場所までの交通費等の経費は自己負担となります。

(3) 隊員の決定

面接審査の結果は、面接審査対象者全員に文書で通知します。

(4) その他

・応募前に町を見学することをお勧めします。交通費、宿泊費等の補助制度がありますので、お問い合わせください。

・選考の経過及び結果の問い合わせにはお答えできませんので、予め御了承ください。

17 提出・問い合わせ先

〒028-5495 岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1

葛巻町 総務企画課 いらっしやい葛巻推進室 遠藤香津良、兼平俊亮

電話：0195-66-2111（内224）

E-mail：kuzumaki0106@town.kuzumaki.iwate.jp